

令和5年5月3日

ひので斎場使用者
葬儀業者各位

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬について（5月8日付変更）

政府の決定により令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げられることに伴い、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等の取り扱いについて、次のようにいたしますので引き続きご協力をお願いいたします。

○火葬場棟及び式場棟について（令和5年3月13日から既に変更となっていること）

- ・火葬場待合室、式場会席室での食事数の制限はなく、火葬待合室40席、式場会席室60席利用可能とします。
- ・式場ホール内の座席数は50席で設置していますが、希望により最大100席まで可能です。
- ・仕切り板はそのまま使用し、これまでと同様に感染予防対策を継続します。
※感染予防対策とは、マスク着用の推奨、手指消毒、咳エチケット、三密（密閉、密集、密接）の回避、ソーシャルディスタンスの確保の励行などです。

○火葬等について（これまで制限していたこと⇒今後の取り扱い）

- ・予約の際には「新型コロナウイルスによる火葬」であることを伝えていただき、状況の聞き取りを行います。⇒**継続します。**
- ・コロナにより亡くなられた方の火葬を午前、午後の1件ずつの制限について
⇒ご遺体に適切な感染対策が施されている場合は、制限を解除し、一般火葬と同様とします。
- ・組合外のコロナにより亡くなられた方の受け入れはできません。
⇒**制限を解除し、組合外の方でも受け入れます。**
- ・コロナによるご遺体は、式場と霊安室は使用できません。
⇒ご遺体に適切な感染対策が施されている場合は、制限を解除し、一般火葬と同様とします。
- ・火葬場到着後、棺を開けることはできません。（小窓は可）
⇒ご遺体に適切な感染対策が施されている場合は、制限を解除し、一般火葬と同様とします。
- ・濃厚接触者等感染リスクの高い方の来場はご遠慮ください。
⇒**体調による来場制限はいたしません、周りの方へのご配慮をお願いいたします。**

※ 「ご遺体に適切な感染対策が施されている」とは、清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等の措置を講じてあることを言います。

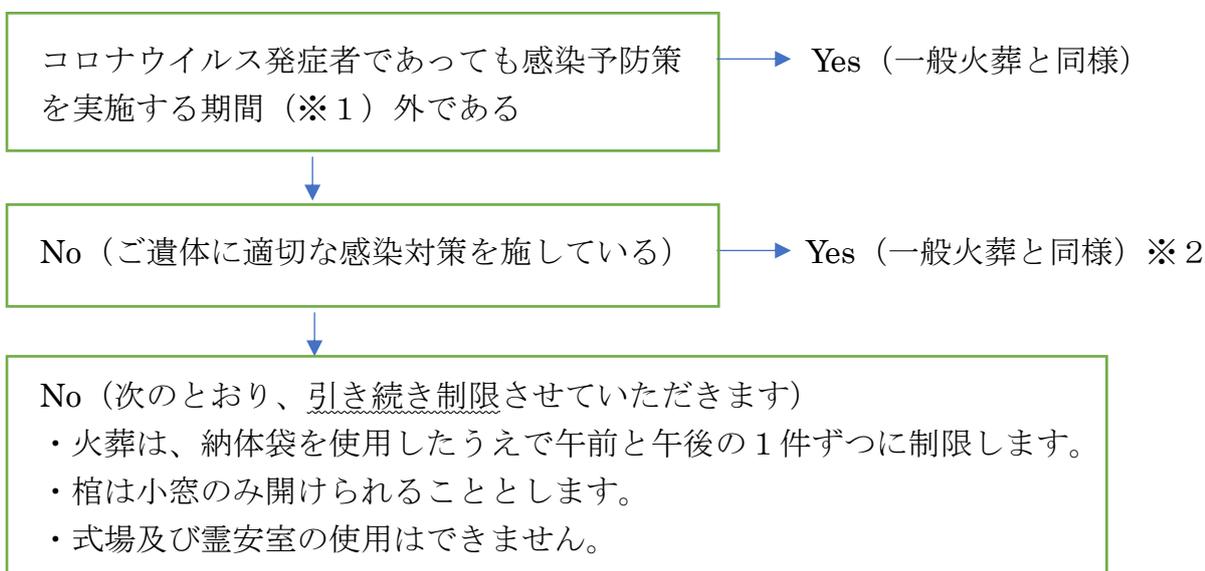
なお、感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合のご遺体は、一般のご遺体と同様に取り扱うため、納体袋に入れる必要はありません。ただし、

損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、遺体の状況により納体袋の使用してください。

○これまでと同様に継続する感染症予防対策

- ・火葬従事者、スタッフはマスクを着用して業務を行います。
- ・収骨室について、人数が多い場合は入れ替え制等の措置を取らせていただく場合があります。
- ・施設内換気、空気清浄機運転、仕切り版などによる感染症予防対策を行います。
- ・「マスク着用の推奨、手指消毒、咳エチケット、ソーシャルディスタンス」の励行
※施設の特性上、高齢者が多いこと、会食、参列時の混雑等の状況が生じるため、引き続き基本的な感染症予防対策は必要なためご理解とご協力をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等の取り扱い制限に関するフローチャート



※1 【感染予防策を実施する期間】

①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、または、②発症から10日間経過以前に症状軽快して24時間経過後、PCR検査で24時間以上間隔をあけて2回の陰性が確認された場合など。

※2 納体袋は不要ですが、損傷が激しい遺体、解剖後の遺体など、体液漏出のリスクが高いと想定される場合は、遺体の状況により納体袋を使用してください。

この取り扱いについては、状況変化により変更する場合がありますのでご了承ください。